

茅ヶ崎市国民保護計画の修正について

1 計画修正の趣旨

国の「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の変更及び「神奈川県国民保護計画」の変更を受けて、「茅ヶ崎市国民保護計画」（以下「国民保護計画」という。）の必要な事項について軽微な修正を行いました。

2 計画修正の経緯

国では、平成16年9月に「武力攻撃実態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）を施行し、平成17年3月に基本指針を作成しました。

これに基づき、県では平成18年3月、市では平成19年2月に国民保護計画を策定しました。

平成23年3月の福島第一原子力発電所事故を受け、国では、原子力安全行政を見直し、平成24年9月以降、防災基本計画の修正、原子力災害対策特別措置法の改正、原子力災害対策指針の策定を行ってきました。

平成25年3月の基本指針の変更においては、これらの見直しを反映したほか、警報等の情報伝達手段の一部を追加し、平成26年5月には、災害対策基本法等の一部改正を受けた修正を行いました。さらに、平成27年12月には、電力広域的運営推進機関の指定公共機関への追加等に伴う指針の記述を修正しました。

基本指針の修正を受けて、県では平成26年11月に神奈川県国民保護計画の修正を行いました。

市では、平成19年2月に国民保護計画を策定し、同4月に軽微な修正を行いました。この度、基本指針及び神奈川県国民保護計画の修正を受けて、組織名及び所管の修正並びに時点修正を中心とした国民保護計画の修正を行いました。

3 計画の主な変更点

(1) 関係省庁の変更

災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務の所管が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたことに伴い、所管省庁を変更した。

(2) 警報等の情報伝達手段の追加

緊急情報ネットワークシステム（エムネット）及び全国瞬時警報システム（Jアラート）を追加して位置づけた。

(3) 時点修正

市の組織や地理的、社会的状況、関係機関の名称など、時点修正すべき内容について変更した。

4 基本指針及び神奈川県国民保護計画の主な変更点（参考）

(1) 「国民保護に関する基本指針」の主な変更点（平成26年5月9日）

ア 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防

災担当) への移管に伴う整理

イ 原子力規制委員会設置法制定による、モニタリングに関する事務の文部科学省から原子力規制委員会への移管に伴う整理

ウ 防災基本計画の修正(平成26年1月17日)や原子力災害対策指針の改正(平成25年9月5日)等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴う整理

エ その他用語の適正化のための技術的修正等

(2) 「国民の保護のための基本指針」の変更に伴う神奈川県国民保護計画の主な変更点
(平成26年11月)

ア 平成25年3月の基本指針変更に基づく主な変更事項

(ア) 関係省庁の変更

平成24年9月に原子力規制委員会が設置されたことに伴い、「原子力安全・保安院」の表記を、「原子力規制委員会」に変更。

(イ) 武力攻撃原子力災害への対処

原子力施設に対して武力攻撃が行われた場合の国民保護措置について、基本指針の変更内容に沿って、防災基本計画等の引用を明記。

(ウ) 警報等の情報伝達手段の追加

緊急情報ネットワークシステム(エムネット)及び全国瞬時警報システム(Jアラート)を追加して位置づけた。

(エ) 時点修正

県の組織や地理的、社会的状況など、時点修正すべき内容について変更。

イ 平成26年5月の基本指針変更に基づく主な変更事項

(ア) 関係省庁の変更

災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務の所管が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたことに伴い、所管省庁を変更。

(3) 「国民保護に関する基本指針」の主な変更点(平成27年12月15日)

電力広域的運営推進機関の指定公共機関への追加等に伴う、記述の修正。